

# **大和郡山市官民データ活用推進計画**

## **令和元年度 個別施策実績報告書**

**令和2年5月**

## 官民データ活用の推進に係る個別施策

### (1) 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組（オンライン化原則）

#### ①市民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子化

大和郡山市では、市民税の特別徴収税額について書面による通知を行ってきたが、平成28年度から、市民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）については、正本の電子的通知が可能となっており、また、企業団体等からの同通知（正本）の電子化に対する要望がある状況を踏まえ、令和2年度までに同通知（正本）の電子化を実現する。

のことにより、企業等における事務負担を軽減し、企業競争力を強化するとともに、地域経済の活性化に繋げる。

#### ＜KPI（評価指標）＞

市民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の正本の電子化の実現

#### ＜スケジュール＞

令和2年度までに市民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の正本の電子化の実現

#### 令和元年度実績報告

令和元年度市民税特別徴収税額通知において、電子申告を利用している事業所に対し、通知の副本データ（正本と同一内容のデータ）のオンライン送信を実施した。

事業所数：1,165件　納稅義務者数：7,425人

令和2年度から希望事業所に対し、同データに電子署名を付した正本データのオンライン送信を実施する。

#### ②図書館関連業務に係る電子化の取組

図書館では、市民が生涯にわたり、読書意欲や知的好奇心を満たすことができるよう、多様な資料を収集し提供するほか、読書の魅力や郷土の歴史を再認識する講演などを開催し、情報発信にも力を入れている。しかし、近年、時間

的な制約やスマホやタブレットなどの電子機器の普及により働き盛りの世代で図書の貸出が伸び悩んでいることから、図書館利用の効率化等利便性の向上が求められている。これらの課題を解決するためにWebによるオンライン予約機能の充実やマイナンバーカードやスマホによる貸出返却の簡素化を進めるほか、郷土資料のデジタルアーカイブ化を行い、Web上で閲覧できるように電子化を推進し、図書館利用の促進に繋げる。

**< KPI >**

「あなたの声をお聞かせください」ご意見箱による図書館利用者満足度  
年間図書館利用者数

**<スケジュール>**

令和4年度までにデジタルアーカイブ資料の提供  
令和4年度までにマイナンバーカードを図書館カードとして利用

**令和元年度実績報告**

**利用者満足度・年間図書館利用者数**

貸出者数、貸出冊数をもって KPI 及び実績報告とする。  
令和元年度貸出者数：132,606 人  
令和元年度貸出冊数：403,798 冊

**令和元年度取り組み**

デジタルアーカイブ提供予定の資料の電子化を進めている。





## ② マイナンバーカードの取得率及び市民利便性の向上

来庁者に対するマイナンバーカードの取得勧奨や、大和郡山市のほか、国や県が開催する各種イベントにおいて、臨時のマイナンバーカード申請窓口を設置するとともに、希望する企業・団体への職員の訪問による申請受付等、市民のマイナンバーカード取得率向上を図る。

また、大和郡山市では、マイナンバーカードを活用して市民の利便性や地域の活性化を図るため、国が平成 29 年度中に実施するマイキープラットフォーム及び自治体ポイント管理クラウド等を活用した施策を実施する。

### < KPI >

マイナンバーカードの普及率

マイキープラットフォームへの参加

### <スケジュール>

令和 4 年度までにマイナンバーカード普及率 20 % を達成

令和 4 年度までにマイキープラットフォームへ参加

## 令和元年度実績報告

マイナンバーカード普及率：令和 2 年 3 月 31 日時点 19.5 %

(人口 85,690 人、交付 16,681 枚)

マイキープラットフォームへの参加（令和 2 年 2 月）

#### （4）利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等）

##### 公式サイト改修への市民参加の取組

大和郡山市では、公式サイトの改修時期を迎えており、現在のサイトは構築から8年が経過しており、各種ブラウザとの互換性やユーザビリティにも問題を抱えている状況である。現在、Webサイトは市民生活に欠かせないツールとして認識されており、その利便性の向上は喫緊の課題となっている。

上記の課題を解決し、高齢者や障害の方も含めた誰もが行政等のWebサイトを利用しやすいようにするため、本市Webサイトの更新に合わせて、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」（総務省2016年版）に基づきJIS規格に準拠するよう改善を図り、デジタルデバイドの解消に寄与する。

##### < KPI >

本市WebサイトのJIS規格（JIS X 8341-3：2016）の適合レベルAAへの準拠

##### <スケジュール>

令和4年度までに本市WebサイトをJIS規格（JIS X 8341-3：2016）の適合レベルAAへ準拠させ、その水準を維持

#### 令和元年度実績報告

「みんなの公共サイト運用ガイドライン」（総務省2016年版）に基づき、JIS規格に準拠するよう改善を図るため、民間企業のアクセシビリティ検査（総務省が開発したアクセシビリティ評価ツール「miChecker」）のオープンソースを活用し、改善に取り組んだ。

また、本市公式ホームページの更新事業を令和2年度に行うことが決定されたことを受け、県下他市の状況把握・見積徴収・事業者との話し合い等を行い、JIS規格（JIS X 8341-3：2016）の適合レベルAAへ準拠させるための準備を行った。



お、補助金とは名称の如何を問わず類似のものを含み、交付税による財政措置は補助金には該当しない。

3. OS、Office、アンチウイルスソフトの更新について、自治体情報セキュリティ向上プラットフォームを利用するなど対策を講じること。
4. 個人情報保護評価の実施にあたり、毎年度一回、対象人数を情報政策部門へ報告すること。
5. 中間標準レイアウトからのデータ移行やそれ以外に必要なデータ移行経費は別途発生しないこと。また、システム更改時にはテストを含めて最低3回データ抽出を実施し、最新の中間標準レイアウトに変換すること。そのすべての経費は別途発生しないこと。
6. データ連携については、地域情報プラットフォーム準拠登録製品を導入し、別メーカー製品等で必要な場合には積極的に利用し、データ連携をする必要が発生した場合には、その経費は別途発生しないこと。

## ②地域情報プラットフォーム標準仕様の導入

地域情報プラットフォーム標準仕様は、様々な業務システム間の情報連携を可能とする標準仕様であり、各システムが保有する情報を整理するとともにシステム間で流通するデータを整理している。さらに情報連携のための API も規定しており、80 %を超える自治体において何らかの準拠製品が導入されている（平成28年4月1日現在）。

今後、整備する業務システムやデータ活用計画等の策定においては、他のシステムとの情報連携や、データの二次利用を促進するため、インターフェラビリティ（相互運用性）を意識した設計を行うことを原則とする。具体的には、業務システムの整備に当たっては、同標準仕様に準拠することと、データ活用計画策定におけるデータの現状把握に当たっては、同標準仕様を利用することとする。従って、同標準仕様未準拠の場合、自治体のクラウド化等の業務システム更改における調達仕様書において同標準仕様準拠を調達要件とする旨を記載する。

業務システムの整備に当たっては、地域情報プラットフォームに準拠することで円滑な情報連携が可能となる。更に、情報連携を理由とするベンダーロックインの回避、同回避による最適な製品の選定やシステムコストの削減、また、システム間の情報連携による業務の利便性の向上も可能となる。

官民データ活用の推進に当たっては、府内保有データの洗出し及び業務システム間でのデータ流通状況の確認等、データの現状把握が必要となる。現状把

握においては、外部と連携しデータの二次利用を促進するため、外部システムとのインターフェラビリティを意識した分析を原則とする。そのため、既に一定程度普及している標準仕様を活用することとして、基幹系業務システムの分析に当たっては地域情報プラットフォーム標準仕様を利用する。未準拠の業務システムについては、次期システム更改において、調達要件として地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠していることを必須とする旨を仕様書に記載する。

#### < KPI >

地域情報プラットフォーム標準仕様の仕様書への記載率（調達仕様書に記載した業務数／地域情報プラットフォーム標準仕様で定義されている業務数（現在の業務数 26））

同準拠製品の導入率（地域情報プラットフォーム準拠製品利用数／地域情報プラットフォーム標準仕様で定義されている業務数（現在の業務数 26））

#### <スケジュール>

システム更新時において随時、地域情報プラットフォーム標準仕様準拠を調達要件とする旨を仕様書に記載するとともに、準拠製品を導入する。

### 令和元年度実績報告

現基幹系システムでは、調達仕様書に「地域情報プラットフォーム準拠登録製品の導入」を記載したものの契約書には記載しなかったので、次期更新時には下記要件を契約書にも記載する。なお、現ベンダーからは承諾済み。

「データ連携については、地域情報プラットフォーム準拠登録製品を導入し、別メーカー製品等で必要な場合には積極的に利用し、データ連携をする必要が発生した場合には、その経費は別途発生しないこと。」

#### ③中間標準レイアウト仕様の活用

中間標準レイアウト仕様は、業務システム更改においてデータ移行を円滑に行うため、移行データの項目名称、データ型、桁数、その他の属性情報等を標準的な形式として定めたレイアウト仕様である。

今後、自治体のクラウド化等のシステム更改においては、調達要件として、中間標準レイアウト仕様を活用したデータ移行を行うことを必須とする旨を仕様書に記載することとし、多額のデータ移行費を原因とするベンダーロックイン



## 統合型 GIS の利用部署数

### <スケジュール>

システム更改時に統合型 GIS を推奨し、令和 4 年度までに統合型 GIS の導入を実現（予定）

## 令和元年度実績報告

### 【成 果】

令和元年度新規事業として実施した「大和郡山市街路灯 LED 化事業」において、街路管理システムを構築するに伴い、全庁的な統合型 GIS を基盤とした地図情報システムを都市計画課が中心となり導入した。

令和 2 年 2 月 1 日から本システムの運用を開始している。

本システムは、当課から各部署に配布している情報系端末を使用し、全部署においての利用（閲覧・検索・編集・分析など）が可能である。

### 【課 題】

導入時は、予算的な制約により、同時 6 アクセスでのスマートスタートでしたが、利用部署の増加を見込み、ライセンス追加の予算を確保する必要がある。

また各自で導入しているスタンドアローン型個別 GIS について、カスタマイズを最小限に抑えながら、本システムに統合していくことが今後の課題である。